別冊1

様式

ア．基本情報
①参考銘柄情報シート
②銘柄指定理由書
③機材総合情報シート
④輸送情報シート
⑤用途・需要者等チェックリスト

イ．機材仕様書
①機材仕様明細書
②梱包条件書
③輸送条件書（船積渡し）
④輸送条件書（仕向地渡し）
⑤技師派遣条件書

ウ．調達関連情報
①メーカー名一覧・見積依頼先
②積算参考資料
③調達機材総括表

ア①

参考銘柄情報シート

国名：　　　　　　　　案件名：　　　　　　　　　　　　　　　　記入日：20**/　　/　　Page：1 /

基 礎 情 報																照会情報（わかる範囲で記入願います）	
優先順位	番号	機材名	参考銘柄①メーカー名	参考銘柄①/型番	参考銘柄②メーカー名	参考銘柄②/型番	銘柄指定	据付技術者派遣の要否	機材の用途（具体的に）	特に必要な仕様（機材の調達に当たり重要となる機能）	特別付属品（取扱説明書他必須書類（要言語指定・翻訳）を含む）	数量	単位	調達地	単価※（千円）	金額（千円）	参考銘柄①のカタログ情報又はメーカー所在地、ＨＰアドレス等	参考銘柄②のカタログ情報又はメーカー所在地、ＨＰアドレス等
														現地・第三国・本邦				
														現地・第三国・本邦				
														現地・第三国・本邦				
														現地・第三国・本邦				
														現地・第三国・本邦				
														現地・第三国・本邦				
														現地・第三国・本邦				

※単価は、参考銘柄①と②で安価な方を記載する。

合計　　　　　　（千円）

ア②

銘柄指定理由書

国名 ＿＿＿＿＿＿＿

案件名 ＿＿＿＿＿＿＿

<table>
<tr><th>番号</th><th>機材名</th><th>メーカー名</th><th>銘柄指定要件
（該当記号を記載）</th><th colspan="2">該当要件の具体的な理由※</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>銘柄指定要件・説明要領</td><td colspan="4">A. 特許または工業所有権等を有する機材を調達する場合で、同等の代替品が存在しない場合
B. 既に調達されたもしくは調達することが決まっている機材との整合性がなければ目的を達成することができない場合
C. アフターサービス等の点において著しく有利な条件がある場合
（2500万円を超える場合は、銘柄指定される機材のアフターサービス体制（アフターサービスを実施する者の経営状況、技術レベル、技術者数、機材の契約実績等）を詳細に確認でき、かつ、他社製品のアフターサービス体制が不十分で機材調達直後にも整備される計画がないことを示す資料の提出が必要です。）
D. 機材導入先における当該機材の主たる使用者が当該機材の取扱いに習熟しており、他機種への転換が著しく困難で事業目的を達成できない恐れがある場合
（2500万円を超える場合は、供与先の機関からの銘柄指定に係る公式の要請書の提出が必要です。）
E. 事業目的を達成するために機材導入先と本邦研究機関・共同研究者等との間でのデータの互換性や整合性を確保することが必須であり、特定の銘柄のみでその互換性や整合性の確保が可能となる場合
F. 機材使用国において、事実上の標準（de facto standard）となっている仕様を含む銘柄である場合
（2500万円を超える場合は、特定の仕様が機材使用国の市場を占有する率が著しく高いことを示す資料の提出が必要です。）
G. その他、特定の銘柄以外の機材では、目的達成が著しく困難である、目的達成の効果・効率性が著しく低下する場合</td><td>（備考）
※上記欄に書ききれない場合には別紙を添付する。</td></tr>
</table>

ア③

機材総合情報シート

国名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
案件名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
記入日 ＿＿＿＿＿＿＿＿

プロジェクト所在地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（州・郡・市など）
プロジェクト連絡先：TEL: ＿＿＿＿＿＿＿＿＿ FAX：＿＿＿＿＿＿＿＿

環境条件： 気温（最高）＿＿＿℃ ～（最低）＿＿＿℃
標高 ＿＿＿＿＿ m
年間降水量 ＿＿＿＿ mm

電源：プロジェクトでの三相電源の有無 ○有 ○無
公称（単相）AC ＿＿ V＊＿＿ Hz 容量 ＿＿ ○W ○VA（W･VA：どちらか選択）
（三相）AC ＿＿ V＊＿＿ Hz 容量 ＿＿ ○W ○VA（W･VA：どちらか選択）
（注）＊単相･三相とも複数の電圧がある場合は、両者とも記入の上、使用する方に○をして下さい。

単相のプラグ・コンセント形状
□ 1．現地適応型プラグを付ける必要がある。
□ 2．日本国内仕様で良い。
（1．を選択した場合、下記の図より１種類のみ選択して下さい。なお、下記のいずれにも該当しない場合は、具体的にプロジェクトサイトで使用されているプラグ形状を図等で提示して下さい。但し、指定されていても機材によっては当該プラグが付けられない場合もあります。）

□A 17.0 12.7 1.4t 15A 125V
□B 15.9 16.7 5.0φ 5A 250V
□C 19.0 18.0~19.0 4.0φ 6A 250V
□SE 19.0 18.0~19.0 5.0φ A 250V
□O 17.0 1.6t 10A 250V
□BF 18.0 22.2 13A FUSED 250V
□B3 15.9 7.0φ 5.0φ 20.5

日本国内向け製品しかない場合、現地電源に適合させるためのステップダウン／アップトランス使用の可否
□可 □否 ：（注）トランス対応機材しか供給できない可能性があります。

その他の項目：
水質： □軟水 □硬水

ガス： □プロパンガス □都市ガス（ ＿＿＿＿ kcal） □いずれも入手不可能

燃料の入手の容易さ：　□ガソリン　□ディーゼル　□どちらでも可

取扱説明書等：※未記入の場合、同梱用は１台につき（各）１部とします。
※JICA 提出用に別途必要な場合には、(4)に記載してください。

(1) 取扱説明書の他に必要な資料がある場合は、以下に記入してください。
例：試験成績表等

(2) 取扱説明書等の言語について、以下より１つを選んでください。
- □ あれば英語・なければ日本語でよい
- □ あれば英語と日本語・なければ日本語でよい
- □ あれば（　　　語）・なければ英語でも日本語でもよい
- □ あれば（　　　語）・なくても英語であること
- □ 翻訳してでも　（　　　　　語）　（注）ただし、対応困難な場合もあります。

(3) 取扱説明書等の必要部数（１台につき、１部以上必要な場合）
（各）　　　部／台

(4) JICA 提出用の要否　　　要　・　否

単位系：　□メートル法(m,kg)　□ヤード･ポンド法(ft/inch,1b(=pound))　□両方使用

その他一般情報

例：熱帯地・寒冷地仕様

輸送情報シート

国名　＿＿＿＿＿

案件名　＿＿＿＿＿

１．輸送

（１）輸送方法

□ 海送

□ 空送（空送の場合は、理由書（様式任意）を添付します。）

（２）仕向港（空港）

□ 仕向港名：

□ 仕向空港名：

仕向地は原則、仕向港（空港）になりますが、JICA が仕向国内の輸送費を負担し、プロジェクトサイト等を仕向地にする場合には、以下を記載します。

【仕向地が仕向港（空港）以外の場合】

① 仕向地：(都市名）

② 輸送手段：

□ 自動車

□ 列車

□ 航空機

□ 船舶

③ 仕向港（空港）から仕向地までの輸送日数：約＿＿＿日間

（３）付保条件（荷揚げ後付保期間）

＿＿＿日間（原則、海送 90 日、空送 30 日、海送＋内陸輸送 120 日）

（４）Consignee（荷受人）

（５）Notify Party（通知先）

（※JICA 在外事務所（支所等を含む）のある国では、その連絡先を１番目に記載すること）

２．シッピングマーク

（ケース・マーク）黒字

（宛先）

（仕向地）

C／No.

（サイド・マーク）赤字

☐（英）TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN
☐（西）COOPERACION TECNICA POR EL GOBIERNO DEL JAPON
☐（仏）COOPERATION TECHNIQUE PAR LE GOUVERNEMENT DU JAPON
☐（中）日本国政府技术合作

※英語、西語、仏語、中国語のいずれか指示すること。

３．特記事項

（１）据付技師の派遣　☐ 要　☐ 不要
据付該当機材（アイテム No.　　　　　　　）
据付ＴＯＲと調査報告書（ある場合）を添付すること。

（２）梱包条件

（３）その他（検査方法等）

以上

囲みの中は JICA で使用しますので、
受注者の方は記載する必要はありません

業務主管部門長*

*業務主管部門長は、当該業務を主管する課・部内室の長
又は在外事務所等の次長に委任することができる。

JICA 使用欄

用途・需要者チェックリスト

（「資機材等に係る安全保障輸出管理規程」に基づく書類）

国名	
プロジェクト名又は専門家・ボランティア氏名等	

設置場所名称	
設置場所住所 （P.O. Box は不可）	
機材管理責任者　氏名・役職、所属（携行機材の場合は最終的に譲渡する（予定）相手方）	

Ⅰ－1　大量破壊兵器等規制に係る「用途」確認リスト

　調達しようとする全機材について1アイテムごとに、以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが機材要請に関する要望書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、また、先方機関から連絡を受けたかについても確認すること。（いずれに○をつけること。）

①核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
②軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
③軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
④軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
⑤300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
⑥300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯	はい・いいえ

蔵	
⑦核燃料物質又は核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
⑧核融合に関する研究	はい・いいえ
⑨原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
⑩重水の製造	はい・いいえ
⑪核燃料物質の加工	はい・いいえ
⑫核燃料物質の再処理	はい・いいえ
⑬以下の行為であって、軍又は国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発又は製造 b 微生物又は毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c ロケット又は無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ

- ✓ **「はい」が1つもなかった場合は、「I-2 通常兵器補完規制に係る用途確認」に進みます。**
- ✓ **「はい」が１つでもあった場合は、調達部に照会します。**

Ｉ-2 通常兵器補完規制に係る用途確認

Ｉ-2-1 輸出令別表第3の2の国（国連武器禁輸国・地域）

仕向国は、輸出令別表第３の２の国（アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボアール、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シェラレオネ、ソマリア、スーダン）か？	はい・いいえ

- ✓ **「いいえ」の場合は、「Ⅱ　需要者（機材設置先）チェック」に進みます。**
- ✓ **「はい」の場合は、「Ｉ-2-2 通常兵器補完規制に係る「用途」確認リスト」に進みます。**

Ｉ-2-2 通常兵器補完規制に係る「用途」確認リスト

調達しようとする全機材について1アイテムごとに、以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが機材要請に関する要望書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、また、先方機関から連絡を受けたかについても確認すること。（どちらかに○をつけること。）

通常兵器*（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く））の開発、製造又は使用防潜網及び魚雷防御網	はい・いいえ

＊　通常兵器とは、①銃砲・銃砲弾、②爆発物・発射装置、③火薬類・軍用燃料、④火薬・爆薬安定剤、⑤指向性エネルギー兵器、⑥運動エネルギー兵器、⑦軍用車両・軍用仮設橋等、⑧軍用船舶等、⑨軍用航空機等、⑩防潜網及び魚雷防御網、⑪装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣、⑫軍用探照灯、⑬軍用細菌製剤・軍用化学製剤、⑭軍用化学製剤用細胞株等、⑮軍用火薬類の製造・試験装置、⑯兵器製造用機械装置。
防弾車、防弾チョッキ、防弾服、軍用ヘルメットといった防護用装備も対象になります。

✓　**「いいえ」の場合は、「Ⅱ　需要者（機材設置先）チェック」に進みます。**
✓　**「はい」の場合は、「Ⅰ-2-3　用途要件の除外に関する確認リスト」に進みます。**

Ⅰ-2-3　用途要件の除外に関する確認リスト

前項イ. において「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。（どちらかに○をつけること。）

①　当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表（＊）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	はい・いいえ
②　日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
③　自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
④　自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑤　国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑥　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑦　テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑧　イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ

別表（＊）

一　銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次
　に掲げるもの又はこれらの部分品
　１　空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式鉄砲又はこれらのものに用いる銃砲弾
　２　救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに
　　用いる銃砲弾
二　産業用の発破器
三　産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

- **「はい」が１つでもあった場合は、「Ⅱ　需要者（機材設置先）チェック」に進みます。**
- **「はい」が１つもなかった場合は、調達部に照会します。**

Ⅱ－1 大量破壊兵器等補完規制に係る「需要者」確認リスト

① 外国ユーザーリストの確認

需要者は「外国ユーザーリスト」に掲載されているか。 （http://www.meti.go.jp/policy/anpo/enduserlist.html）	はい・いいえ

② 需要者要件の確認

需要者（機材設置先）が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて機材要請に関する文書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、又は、先方機関等から連絡を受けたかについて確認すること。（どちらかに○をつけること）

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ

- ✓ **上記①又は②で「はい」が１つもなかった場合は、質問への回答は終了です。**
- ✓ **上記①又は②で「はい」が１つでもあった場合は、「Ⅱ－2 明らかガイドラインに関する確認リスト」に進みます。**

Ⅱ－2 おそれ省令第２号及び第３号又はおそれ告示第２号及び第３号に定める「明らかなとき」を判断するためのガイドライン（「明らかガイドライン」）に関する確認リスト

以下の各項目について、確認すること。なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○をつける。

貨物等の用途・仕様	① 先方機関又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・－
	② 先方機関の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・－

貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・ー
	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・ー
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・ー
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・ー
	⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・ー
	⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・ー
	⑨ 通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・ー
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・ー
	⑪ 製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・ー
	⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・ー
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・ー
	⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・ー
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・ー
	⑯ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・ー
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑰ 外国ユーザーリスト（最新のもの）に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別[1]が一致しない。	はい・いいえ・ー

1　輸出する貨物等の懸念される用途の種別：「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について」通達１の（３）に掲げる大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出する貨物等の特性から判断すること。
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/tutatu24fy/hokanteki_yushutukisei.pdf

その他	⑱ その他先方機関が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審点がない。	はい･いいえ･－

✓ **「いいえ」が1つもなかった場合は、質問への回答は終了です。**
✓ **「いいえ」が1つでもあった場合は、調達部に照会します。**

上記「Ⅰ　機材の用途チェック」及び「Ⅱ　需要者（機材設置先）チェック」において、「調達部に照会する」となった場合には、該当する機材名及びチェック項目を取りまとめて、調達部に本紙の別添として提出してください。

【調達部記入欄】

以下は調達部が記載しますので、業務主管部門は記載しないでください。

経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けたか	はい･いいえ

JICA 使用欄

梱包条件書

1 マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1) ケース・マーク(黒字)

（コンサイニー略称）

（仕向地都市名、国名）

（インボイス番号）

C/No.（ケース番号/ケース数）

(2) サイド・マーク(赤字)

□英語: TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

□仏語: COOPERATION TECHNIQUE PAR LE GOUVERNEMENT DU JAPON

□西語: COOPERACION TECNICA POR EL GOBIERNO DEL JAPON

□中国語: 日本国政府技术合作

(3) CAUTION/CARE MARK(TOP MARK等)

運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク(FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等)を見やすい位置に貼付。危険物がある場合は、安全な梱包とし、危険物である旨マークを貼付すること。温度管理品がある場合は、温度管理品である旨マークを貼付すること。

(4) 注意事項

① 輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。

② 梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストに記載するケース番号と実際のケースに付けるケース番号・内容品は一致させること。

③ 梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付すこと。

2 梱包条件

（船積渡し、本邦指定場所渡しの場合）以下のとおりとすること。

（仕向地渡しの場合）以下を参考としつつ、受注者の責任で適切な梱包とすること。

(5) 海上輸送・航空輸送の共通事項

① 仕向地にて大型フォークリフト等がない場合を考慮し、一梱包の重量は単品を除きできるだけ500kgを超えないようにすること。

② その上で、フォークリフトによる積卸しを想定して、梱包ケースには、滑材、すり材をつけること。

③ 各個の重量、容積を平均化し、梱包ケース内には緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。

④ 危険物は、国連で定められた輸送用容器（包装・梱包方法）で輸送すること。

⑤ 免税通関が完了するまで屋外の保税蔵置場に置かれることもあるため、中の資機材が雨水で濡れないよう必要に応じ防水処理を行い、結露による錆びを防ぐための乾燥剤の封入などの対応をすること。

⑥ 精密機械や有効期間があるもののような特別配慮を要する資機材については、メーカーと相談し、メーカーが機材の特性から本梱包条件書と異なる梱包方法を提案する場合は、それを採用すること。

⑦ 付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

(6) 海上輸送梱包

① 長期間の海上輸送に適した堅牢かつ取扱上便利な梱包であること。そのため、原則として、合板密閉梱包とする。梱包に使用する合板は、JAS規格の普通合板とすること。ただし、機材によっては厳重梱包が必要な場合やパレット梱包、すかし梱包またはスチール梱包等が良い場合もあるので、メーカーと相談のうえ適切な梱包とすること。

② 木材梱包とする場合は、次の条件によること。

ア. 原則としてJIS Z 1402以上の規格の木箱密閉梱包とする。

イ. 重量が500kg以上かつ長さ15m、幅5m、高さ5m以内の場合は、JIS Z 1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。

ウ. 仕向地により国連公表の国際基準（ISPM NO.15）に基づき熱処理・燻蒸などの必要な処理を行った木材を使用すること。

エ. 熱処理・燻蒸証明書：必要／不要。

③ 必要に応じ、梱包ケースの側板の上下又は中間、及びふた板の両サイド又は中間に、胴桟を打ちつけること。

④ 梱包ケースは、必要に応じ、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。

⑤ 電気機器、精密機械、その他特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包とすること。

⑥ コンテナによる輸送の場合、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさで各梱包ケースをまとめること 。

⑦ FCLの場合は、その中の貨物は段ボール箱でもよい場合もあるが、LCLの場合は、合板密閉梱包又は木材梱包とすること。

⑧ 内陸輸送に当たって海上輸送用の梱包ケースを解体する場合に備え、各々のアイテムの包装をダブルカートン強化段ボール箱等内陸輸送に耐えられるものにしておくこと。

(7) 航空輸送梱包

① 原則としてダブルカートン強化段ボール箱梱包とすること。

② 原則として高さ160cm以内かつ長さ･幅･高さの合計が250cm以下とし、外装を含めた総重量は1個500kg以下とすること。

③ 航空会社は最大高さ3mまでの段積みを行うため、下段に積まれた貨物は、 上段の貨物の自重に加え、航空機が運航中に受ける荷重(通常2G程度)も合わせて受けることになるので、充分な強度を持った段ボール（JIS Z 1506及びJIS Z 1516の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボール）により、かつ　JIS Z 1507の規格を満たす形状の箱とすること。上面には充分な強度を持たせ、かつ平坦な形状となるように梱包すること。

④ 高さ160cmを上回る場合、長さ･幅･高さの合計が250cmを上回る場合、または外装を含めた総重量が1個50kgを上回る場合は、海上輸送用梱包の条件に基づく合板密閉梱包又は木材梱包とすること。

⑤ 気圧の変化に耐えられるように梱包すること。

⑥ 危険物の場合は、ICAO、IATA等の規則に従うこと。

⑦ 温度管理品（冷蔵品、冷凍品）は、保冷剤やドライアイスなどを適切に利用すること。

(8) その他留意事項（必要に応じて記載）

【内陸輸送や保管のためにコンテナをJICAで買い取る場合】

① コンテナは発注者が買い取るものとする。

【内陸輸送において留意事項がある場合】

② 内陸輸送にあたっては、以下の点に留意する。（以下、留意事項を記載）

以上

（船積渡し用）

輸送条件書

1　業務内容

（1）仕向港/到達地空港までの輸送手配

（2）仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配

（3）輸出貿易管理令等にかかる取引審査・該非判定、米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き

（4）船積書類（B/L（Air Waybill）、インボイス、パッキングリスト等）の作成

（5）輸出通関手続き

（6）危険品がある場合の諸手続き

（7）温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。

（8）貨物海上保険付保

（9）経由国を通過するための諸手続き

[1]

（10）上記に付随する業務

2　輸送条件

（1）船積港/出発地空港　＿＿＿＿＿港/空港（受注者の手配による）

（2）仕向港/到達地空港　　　国

海上輸送:　　Port

航空輸送:　　International Airport

[2]

（3）輸送対象機材

海上輸送：別添リスト（海送）のとおり

航空輸送：別添リスト（空送）のとおり [3]

（4）業務の範囲

---

[1] 仕向地までの内陸輸送を契約業務に含める場合には、ここに次の業務を加え、連番を調整する。
（10）仕向港/到達地空港から仕向地までの内陸輸送

[2] 仕向地までの内陸輸送を契約業務に含める場合には、ここに仕向地の情報を加え、連番を調整する。
（３）仕向地：
（宛名）
（住所）

[3] 全アイテムが同一輸送方法の対象となる場合には、「全アイテム航空輸送」のように記載。

仕向港/到達地空港[4]における荷卸しまで

（5）安全かつ迅速な輸送

受注者は、仕向港/到達地空港に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。

海上輸送にあたっては、受注者は原則次の条件を満たす船舶を手配しなければならない。

（ア） 船齢は15歳以下

（イ） 国際船級協会連合（IACS）の正会員または準会員の船級を有していること

（ウ） 国際総トン数1000トン以上

（6）積替え条件

途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、輸送事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、貨物海上保険料等の追加分が発生する場合については、受注者の負担とする。

（7）発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項

① 相手国における輸入通関手続き

受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

② 仕向港/到達地空港から仕向地までの陸上輸送[5]

ただし、①については、受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

（8）その他注意事項

機材に車両がある場合、内陸輸送中の自走は不可とする。指定倉庫受けから本船のエプロンまでの横持ちや RO/RO 船のランプウエイの昇り降り、トレーラへの昇り降りの際は運転可能とする。

3 貨物海上保険

発注者が締結している包括予定保険 Open Policy に基づき、発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、発注者の特約条件による貨物海上保険を、以下の期間で付保すること。なお、船積完了から保険が適用される。

・海上輸送の場合　　　　仕向港荷揚げ後 90 日

---

[4] 仕向地までの内陸輸送を契約業務に含める場合には、この一文を「仕向地における荷卸しまで（仕向地でのデバンニング含む）」に改める。

[5] 仕向地までの内陸輸送を契約業務に含める場合には、この項目を削除し、次の項目を加える。

②通関に日数を要した場合の保管料

通常の通関に必要な日数にかかる保管料は受注者の負担とするが、通常以上に日数を要した場合の保管料は発注者又は荷受人の負担とする。

・航空輸送の場合　　　仕向空港荷揚げ後 30 日
・海上輸送＋内陸輸送　陸揚港荷揚げ後 120 日

4 輸送書類

（1）必要書類と部数

受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること。
（航空輸送の場合、原則として出発予定日の 14 営業日前までに①②③⑪を提出のこと。）。

	提出書類名	海上輸送	航空輸送
①	海上輸送：Bill of Lading *1 航空輸送：Air Waybill	正3部、写3部	正1部、写1部
②	Invoice *2	6部	2部
③	Packing List	6部	2部
④	保険証券/Marine Cargo Policy	正2部、写1部	正2部、写1部
⑤	海上保険料請求書／Debit Note	2部	2部
⑥	容積重量証明書 *3	正1部、写5部	不要
⑦	原産地証明書	正1部、写5部 *4	正1部、写1部 *4
⑧	領事査証	正1部、写5部 *4	正1部、写1部 *4
⑨	木材梱包材熱処理・燻蒸証明書 *5	正1部、写5部 *4	正1部、写1部 *4
⑩	輸送日程報告カード（予定）	1部	1部
⑪	輸送日程報告カード（確定）	正2部、写1部	不要
⑫	輸送日程報告カード（到着）	1部	1部
⑬	輸出許可通知書	1部	1部

*1　船荷証券（B/L）は荷受人宛の船積港/出発地空港から仕向港/到達地空港[6]までの一貫した輸送責任を有する運賃払込済み無故障船荷証券Clean B/Lとする。なお、複合輸送の場合は、同一の輸送人に貨物の引受から引渡しまでを一貫として運送させること（国際複合一貫輸送）Combined Transport Bill of Ladingを原則とする。
*2　書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。
*3　海上輸送の場合、日本海事検定協会あるいは新日本検定協会による検量を行い、容積重量証明書を提出すること。ただし、FCL 貨物の場合は不要
*4　仕向国または経由地で必要な場合。不要の場合は「不要」と記載すること。
*5　経由地で必要な場合は取り付けること。

（2）船積書類記載事項

（Consignee）

（Notify Party）
【Consignee が相手国実施機関の場合】①JICA 在外事務所、②Same as consignee
【Consignee が JICA 在外事務所の場合】Same as consignee

[6] 仕向港/到達地空港から仕向地までの輸送も受注者が行う場合は、この一文を以下のように改める。
＊B/L は荷受人宛の船積港/出発地空港から仕向地までの一貫した輸送責任を有する Combined Transport B/L であり、運賃払込済み無故障船荷証券 Clean B/L とする。

（Shipper）

受注者とする。ただし、on behalf of JICA と追記すること。

（その他）

1．技術協力により供与される機材の場合には以下の文言を記入すること。

“The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the Government of Japan. “

2．その他国別の特別な記載事項あれば記載すること。

以上

イ④

（仕向地渡し用）

輸送条件書

1　業務内容

(1) 仕向地までの輸送手配

(2) 仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配

(3) 出荷国における輸出規制及び米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き

(4) 船積書類（B/L／Airway Bill、インボイス、パッキングリスト等）の作成

(5) 輸出通関手続き

(6) 危険品がある場合の諸手続き

(7) 温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。

(8) 貨物海上保険付保（受注者の任意とする）

(9) 経由国を通過するための諸手続き

（10）　仕向（空）港/到達地空港から仕向地までの内陸輸送[1]

（11）　上記に付随する業務

2　輸送条件

(1) 船積港/出発地空港　______________港/空港（受注者の手配による）

(2) 仕向港/到達地空港　　　国

海上輸送:　　　Port

航空輸送:　　　International Airport

(3) 仕向地:

（宛名）

（住所）

(4) 輸送対象機材

海上輸送:別添リスト（海送）のとおり。

航空輸送:別添リスト（空送）のとおり。[2]

(5) 業務の範囲

---

[1] 例外的に仕向地を港又は空港とすることがあるが、その場合この項目を削除

[2] 全アイテムが同一輸送方法の対象となる場合には、「全アイテム航空輸送」のように記載。

仕向地における荷卸しまで(デバンニングを含む)[3]

(6) 安全かつ迅速な輸送

受注者は、仕向地に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。

海上輸送にあたっては、受注者は原則次の条件を満たす船舶を手配しなければならない。

（ア） 船齢は15歳以下

（イ） 国際船級協会連合(IACS)の正会員または準会員の船級を有していること

（ウ） 国際総トン数1000トン以上

(7) 積替え条件

途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、輸送事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、貨物海上保険料等の追加分が発生する場合については、受注者の負担とする。

(8) 発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項

① 相手国における輸入通関手続き

受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

② 通関に日数を要した場合の保管料

通常の通関に必要な日数にかかる保管料は受注者の負担とするが、通常以上に日数を要した場合の保管料は発注者又は荷受人の負担とする。

(9) 仕向港から仕向地までの陸上輸送

現地の事情を踏まえつつ、内陸輸送エージェント、輸送手段、ルート、コンテナは買い取りか借り上げかなどについて比較検討の上、安全で効率的な輸送方法を選択すること。また、第三国の通過に必要な経由国での手続きについては、原則として受注者が行い、受注者の費用負担とする。

(10)その他注意事項

機材に車両がある場合、内陸輸送中の自走は不可とする。指定倉庫受けから本船のエプロンまでの横持ちや RO/RO 船のランプウエイの昇り降り、トレーラへの昇り降りの際は運転可能とする。

3 貨物海上保険

受注者の任意とする。ただし、仕向地で引き渡すまで(保管中及び技師派遣があるときは技師の業務実施中、現地工事があるときは施工中を含む)に損害が発生した場合、受注者は自らの責任で保険求償等を行い、代替品納入あるいは修理を行うこと。

---

[3] 例外的に仕向地を港又は空港とすることがあるが、その場合「仕向港/到達地空港 における荷卸しまで」とする。

4　輸送書類

（1）必要書類と部数

受注者は、以下の書類が発行され次第、荷受人及び発注者に速やかに提出すること。（航空輸送の場合、原則として出発予定日の 14 営業日前までに①②③⑪を提出のこと）

	提出書類名	海上輸送	航空輸送
①	海上輸送：Bill of Lading *1 航空輸送：Air Waybill	正3部、写3部	正1部、写1部
②	Invoice *2	6部	2部
③	Packing List	6部	2部
④	保険証券/Marine Cargo Policy	正2部、写1部	正2部、写1部
⑤	海上保険料請求書／Debit Note 保険計算書	2部	2部
⑥	容積重量証明書 *3	正1部、写5部	不要
⑦	原産地証明書	正1部、写5部 *4	正1部、写1部 *4
⑧	領事査証	正1部、写5部 *4	正1部、写1部 *4
⑨	木材梱包材熱処理・燻蒸証明書 *5	正1部、写5部 *4	正1部、写1部 *4
⑩	輸送日程報告カード（予定）	1部	1部
⑪	輸送日程報告カード（確定）	正2部、写1部	不要
⑫	輸送日程報告カード（到着）	1部	1部
⑬	輸出許可通知書	1部	1部

*1　船荷証券（B/L）は荷受人宛の船積（空）港/出発地空港から仕向地までの一貫した輸送責任を有するCombined Transport B/Lであり、運賃払込済み無故障船荷証券とすること。。

*2　書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。

*3　海上輸送の場合、日本海事検定協会あるいは新日本検定協会による検量を行い、容積重量証明書を提出すること。ただし、FCL 貨物の場合は不要

*4　仕向国または経由地で必要な場合。不要の場合は「不要」と記載すること。

*5　経由地で必要な場合は取り付けること。

（3）船積書類記載事項

（Consignee）

（Notify Party）

【Consignee が相手国実施機関の場合】①JICA 在外事務所、②Same as consignee

【Consignee が JICA 在外事務所の場合】Same as consignee

（Shipper）

受注者とする。ただし、on behalf of JICA と追記すること。

（その他）

1．技術協力により供与される機材の場合には以下の文言を記入すること。

“The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the

Government of Japan. ”

２．その他国別の特別な記載事項あれば記載すること。

以上

技師派遣条件書

1　対象機材：別表のとおり。　／次のとおり。

2　業務内容：
　対象機材の開梱・検収、据付・調整、試運転、動作検証、操作・保守指導
　詳細は別紙のとおり。

3　技師の資格
　〇〇技師は、メーカー所属の〇〇専門の技師であること。
　××技師は、××機械の据付の実務経験があれば、メーカー所属でなくても構わない。

4　想定派遣人数、工数：
　〇名、合計〇人日
　＜内訳＞　1）〇〇技師　　日間
　　　　　　2）××技師　　日間

5　スケジュール（案）（別紙としてもよい）

日	業　務　内　容
1	技師所属先所在地出発
2	現地到着
3	開梱・検収
4	修理、調整
5	動作検証
6	操作・保守指導
7	JICA在外事務所への報告、現地出発
8	技師所属先所在地到着

6　派遣手続き：
（1）受注者の責任において、航空便手配、ビザ取得、入国のための手続き、宿舎手配等を行う。
　必要に応じ、発注者は側面支援を行う。
　✓　ビザ取得：要（ビザ種別：　　　）／不要
　✓　現地受入確認：要（発注者が現地に連絡する）／不要

（2）受注者は、派遣国の安全情報、感染症情報等を確認し、派遣される技師に情報を提供するとともに、必要な措置を取る。発注者は、必要に応じ派遣国におけるJICA安全対策措置や国別生活情報等を受注者に提供する。

（3）受注者は、技師・派遣期間を決定次第、発注者に所定の様式にて連絡する。必要な情報は次

のとおり。

- ✓ 技師氏名（英文）
- ✓ 国籍
- ✓ パスポート番号
- ✓ 所属先及び緊急時の連絡先
- ✓ 宿泊先
- ✓ フライトスケジュール
- ✓ 業務スケジュール

7　契約に含む費用：

契約には以下の費用を含む。

- ✓ 旅費（航空賃、日本国内交通費、現地交通費、宿泊料等含む）
- ✓ 人件費
- ✓ ビザ等入国のために必要な経費
- ✓ 業務に必要な工具の運搬費用
- ✓ 業務に必要な現地で調達する消耗品等の購入費
- ✓ その他必要な経費

8　支払い：

技師派遣費用は、受注者が発注者に業務完了報告書を提出後、発注者の検査に合格したあとに支払われます。前払いは不可とします。

請負契約のため、技師人数、派遣期間、旅費等が変動しても精算はありません。

9　安全対策措置等

（1）　受注者は、自己の責任と負担において、派遣する技師の勤務上の安全に配慮するとともに、仕向国及び技師の業務場所における治安、災害等に関する情報を継続的に収集し、派遣する技師の安全確保に努めなければならない。受注者は、治安状況の変化その他重要な情報を入手した場合は、発注者に報告しなければならない。

（2）　発注者は、受注者が派遣する技師の安全確保上重要と思われる情報を入手した場合は、受注者に対し速やかに提供するものとする。

（3）　受注者は、技師の身体及び財産の安全を確保するために危険地域からの退避その他の措置（以下「安全対策措置」という。）を実施する場合は、発注者と協議するものとする。ただし、非常の場合又は危険切迫の場合等において、安全対策措置の速やかな実施について発注者と協議する時間がないときは、協議を経ないで安全対策措置を実施することができる。その場合、事後速やかに発注者に報告しなければならない。

（4）　発注者は、受注者の要請があった場合及び緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、受注者と共同で又は受注者に変わって、技師に対し安全対策措置のための指示をおこなうことができるものとする。

10　参考情報：

- ☐　図面

ウ①

メーカー名一覧・見積依頼先

（案件名）　にかかる見積依頼先等

番号	機材名	参考銘柄 メーカー名	参考銘柄 型番	見積依頼先	部署	担当者（敬称略）	TEL	FAX	e-mail
1									
2									
3									
4									
5									

調達機材総括表

国名:　　　　　　　　　　　　　　　　記入日　:

案件名:　　　　　　　　　　　　　　　記入者氏名:

↓上段には参考銘柄①、下段には参考銘柄②の情報を記載、銘柄指定の場合には上段のみに記載（以下同じ）　　　所属社名　:

番号 *1	機材名 *2	数量	単位（台、式、セット等）	メーカー名	商品名、型番	銘柄指定 *3	見積単価（円）	見積金額（アイテム合計）（円）*4	査定率 *5	査定後金額（円）	採用金額（円） *6	技師派遣の要否 *7	機材寸法（LxHxW）（m） ＊8	機材容積（m3） ＊9	機材重量（kg） ＊10	別1 *11	EAR *12	別2 *13	その他規制 *14	薬事法	危険品	温度管理品	毒劇物	在庫の有無	納期（ケ月）	見積書取得の有無（取得した見積書は別途に提出を求めます。）	見積書聴取先社名（メーカー又は代理店）	用　途
1																												
2																												
3																												
4																												
										合計																		

①機材費合計金額（採用価格の合計額）		円
②輸出梱包費		円
③輸送費（仕向地渡しの場合には貨物海上保険料を含む）		円
④貨物海上保険料（船積渡しの場合のみ計上）		円
⑤技師派遣費用		円
⑥現地工事・作業費用		円
⑦管理費（マージン）		円
合計金額		円

管理費（マージン）の全体金額に対する料率*15:　　　%

*1 ｼｽﾃﾑとして作動する機材群については、必ず枝番を付すこと。

*2 メーカーの商品名ではなく、一般名を記入すること。

*3 該当する場合は「◎」を付け、銘柄指定理由書を別途作成すること。

*4 各アイテムの単価×数量（特別付属品の金額含む）の合計金額。

*5 見積金額の卸値に対する割合（1.0, 0.9などで表示）

*6 *4の金額に*5の数値を乗じた額

*7 要の場合は「◎」を付け、「技師派遣条件書」に詳細を記載すること。

*8 輸出梱包前の荷姿での縦、横、高さをm表示で記載。

*9 輸出梱包前の容積。*8の寸法の3辺の数字を掛け合わせたもの（m3）。

*10 輸出梱包前の重量。

*11 「輸出貿易管理令」別表第1第1－15項（リスト規制）に該当する場合は「◎」を付け、別紙で該当項番等の詳細を示すこと。

*12 米国再輸出規制（EAR）に該当する場合は「◎」を付け、、別紙で該当項番（ECCN）等の詳細を示すこと。

*13 「輸出貿易管理令」別表第2に該当する場合は「◎」を付け、、別紙で該当項番等の詳細を示すこと。

*14 輸出取引法・関税法・その他の法令に基づく輸出規制に該当する場合は「◎」を付け、、別紙で該当法令及び該当項番等の詳細を示すこと。

*15 機材の買付、納入、梱包、さらにケースによっては輸送、技師派遣を伴う契約内容に応じた受注業者のマネジメントに係る管理費（マージン）について経験的に得ている、あるいは業界から聴取した相場で設定し、その料率を記載すること。